

# 徳島県後期高齢者医療制度の保険料について

保険料を算出するための保険料率は2年ごとに見直すこととなっており、この度、令和6年度および令和7年度の保険料率が下記のとおり決定しました。

なお、所得の低い方および被用者保険（国保・国保組合以外の健康保険）の被扶養者であった方については、保険料の軽減制度があります。

被保険者の皆様に納めていただく保険料は、後期高齢者医療に要する費用に充てることとなっていますので、ご負担をおかけしますが、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

## ●保険料の計算方法

保険料は、「均等割額」と「所得割額」の合計額です。※100円未満切り捨て

▶均等割額：56,311円 ※被保険者が等しく負担

▶所得割額：「基礎控除後の総所得金額等」×「所得割率10.55%」 ※被保険者の所得に応じて負担いただきます

※基礎控除後の総所得金額が58万円以下の方については、令和6年度の所得割率は9.85%となります。

【上限額：80万円】

ただし経過措置として、以下の方については令和6年度の上限額は73万円となります。

- ・昭和24年3月31日以前に生まれた方
- ・令和7年3月31日以前に障害認定により被保険者となった方

## ●保険料の軽減

### ▶均等割額の軽減

世帯主と世帯の被保険者の総所得金額等を合計した額が、次に示す軽減判定基準以下の場合、均等割が軽減されます。

| 軽減判定基準   | 均等割額の軽減割合 |
|--|-----------|
| 43万円＋「10万円×（年金・給与所得者の数-1）」以下                   | 7割        |
| 43万円＋「29万5千円×世帯の被保険者数」＋「10万円×（年金・給与所得者の数-1）」以下 | 5割        |
| 43万円＋「54万5千円×世帯の被保険者数」＋「10万円×（年金・給与所得者の数-1）」以下 | 2割        |

### ▶被保険者の被扶養者であった場合の軽減

後期高齢者医療制度加入の前日まで被用者保険（国保・国保組合以外の健康保険）の被扶養者であった方は、所得割額の負担がなく、後期高齢者医療制度の被保険者になってから2年の間、均等割額が5割軽減されます。

ただし、上記の7割軽減に該当する場合は、7割軽減が適用されます。

## ●保険料の納め方

年間保険料額は毎年8月に決定し、お知らせします。

納付方法は、「特別徴収」と「普通徴収」の2通りで、納付先はお住まいの市町村です。

【お問い合わせ】役場福祉課 ☎ 0884-77-3614

## 国民年金保険料の金額

令和6年度の国民年金保険料額は、「月額16,980円」です。

令和6年度の国民年金保険料額は、国民年金法第87条において17,000円とされていますが、平成16年度からの物価と賃金の変動に基づく令和6年度の保険料改定率「0.999」を乗じることにより、16,980円となりました。

## 便利でお得な納付方法をご利用ください

### ▶口座振替（口座からの引き落とし）

口座振替を利用すると、金融機関等に行く手間と時間が省けます。

さらに、「早割（当月末納付）」や「前納」で納めると、保険料が割引されます。

※過去の納め忘れの保険料は、口座振替で納めることはできません。

※引き落とし日が土・日・祝日の場合は、翌営業日に引き落としとなります。

### ▶クレジットカード納付

年金事務所に申し込み、継続的にクレジットカード会社から立替納付を行うものです。

さらに、「前納」で納めると、保険料が割引されます。

※過去の納め忘れの保険料および一部免除期間の保険料は、クレジットカードで納めることができません。

### ▶電子納付

ペイジー、インターネットバンキング、スマートフォン決済等もご利用いただけます。

## 国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不測の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

所得が少ない、失業、事業の廃止（廃業）などの理由で保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」がありますので、住民登録をしている市区役所・町村役場の国民年金担当窓口でお早めに手続きをお願いします。

## 産前産後期間の国民年金保険料が免除になります

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除になり、出産予定日の6か月前から手続きができます。

お住まいの市区役所・町村役場の国民年金担当窓口でお早めに手続きをお願いします。

## 会社を退職したときは年金の切替え手続きが必要です

20歳以上60歳未満の方が会社を退職され、農業者、自営業者、学生、フリーター、無職等になった場合には、国民年金第1号被保険者（又は第3号被保険者）への切替え手続きが必要です。

お住まいの市区役所・町村役場の国民年金担当窓口でお早めに手続きをお願いします。

## マイナポータルを利用した国民年金の加入手続・保険料免除申請等の電子申請について

マイナポータルを利用した国民年金第1号被保険者の資格取得・種別変更、国民年金免除・納付猶予及び学生納付特例の電子申請ができます。詳細は、日本年金機構のホームページをご覧ください。

[https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi\\_kokunen.html](https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_kokunen.html)



【お問い合わせ】役場住民生活課 ☎ 0884-77-3613



年金のお知らせ  
Pension Information